

# あわ保育園の案内(重要事項説明書)

令和8年3月25日現在

設置主体	斑鳩町		開設年月日	昭和48年4月
住所	阿波3丁目5-33		電話番号	0745-74-1654
敷地面積	3,421.6㎡		延床面積	1,300.1㎡
保育時間	平日	保育標準時間	7:30 ~ 18:30	
		保育短時間	9:00 ~ 17:00	
延長保育(保育短時間)		7:30 ~ 8:59		
延長保育(保育短時間)		17:01 ~ 18:30		
延長保育(標準・短時間共通)		18:31 ~ 20:00		
土曜	保育標準時間	7:30 ~ 14:00		
	保育短時間	9:00 ~ 14:00		
	延長保育(保育短時間)	7:30 ~ 8:59		
休日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)			
延長保育	利用の登録	延長保育利用登録書によりあらかじめ登録してください。		
	利用申込み	延長保育利用申込書により、利用しようとする日(利用予定日)の属する週の前々週の末日(保育所の休日にあたるときは、その直前の休日ではない日)までに申込みをしてください。		
	利用料	利用単位(1.5時間)あたり200円(所得により減免有) ※兄弟姉妹同時利用時は、2人目100円、3人目以上0円		
	夕食費	1日あたり 3歳未満児：100円、3歳以上児：200円		
一般型 一時預かり	利用料	1日あたり 3歳未満児：1,360円、3歳以上児：640円 ※所得により減免有		
	主食費	3歳以上児のみ：1日あたり40円		
対象年齢児	満7か月を経過した翌月の1日~小学校就学前			
施設定員	230名	給食費	4,500円/月	
保育方針	<p>目標とする子どもの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎基本的な生活習慣を養い、心身ともに健康でいきいきとした子どもを育てる</li> <li>◎さまざまな人とのふれあいを通して、一人一人が、お互いを大切にする心を育てる</li> <li>◎いろいろな体験を通して感動や驚き、疑問をもち考え表現できる子どもを育てる</li> <li>◎身近に起こる出来事に関心をもち、安全に対する判断力を育てる</li> <li>◎地域の行事や様々な文化に触れ、興味や関心をもちながら、地域への愛着心を育てる</li> </ul>			
特色ある取組	園庭開放(毎月第2・第4水曜と土曜日) ※祝日や行事実施日は、除く ほっこりさろん・フリー参観 など			
昼寝用品	令和8年度~ コットベッド(コットカバーと掛布団の役割をするタオルケット、毎週持参) ※ 在園児も、令和8年度から布団ではなく、コットカバーと掛布団の役割をするタオルケットをご用意ください。			
紙おむつ	令和8年度~ 手ぶら登園を推奨し、事業者の紹介をします。(希望者のみ、持参も可)			
食事	アレルギー除去食対応有			
制服	有(3歳以上児のみ)			
入園前健康診断	一斉入所時・随時入所時(入所までに各自で受診ください) ※入所(園)を希望される方はあらかじめ日程確保をお願いします。			
その他費用	制服・体操服・教材費等 給食費は、3歳以上児のみ(副食費については減免制度あり) ※その他費用等詳細は、保育園へ直接お問い合わせください。			

## 令和8年度 斑鳩町保育料のイメージ

斑鳩町では、保育所・認定こども園(3号)の保育料を国基準の80%に軽減しています。

また、国の基準より階層を細分化することで、保護者の所得に応じて、きめ細やかな保育料設定として、子育てを応援しています。

さらに令和7年4月からは、同時在園第2子の保育料を「0円(無償)」として、多子世帯の経済的支援の充実をはかっています。

**斑鳩町保育所保育料徴収金額表**

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		町の徴収金額(月額:円)			
階層区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2	第1階層及び第3～8階層を除き、当該年度(4月から8月までの間であつては、前年度)の市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	第1～2階層を除き、当該年度(4月から8月までの間)にあつては、前年度の市区町村民税の所得割課税額次の区分に該当する世帯	48,600円未満 15,600	0	15,400	0
第4	1	48,600円以上 72,800円未満 19,800	0	19,600	0
	2	72,800円以上 97,000円未満 24,000	0	23,700	0
第5	1	97,000円以上 133,000円未満 29,800	0	29,400	0
	2	133,000円以上 169,000円未満 35,600	0	35,100	0
第6	1	169,000円以上 235,000円未満 42,200	0	41,600	0
	2	235,000円以上 301,000円未満 48,800	0	48,100	0
第7	301,000円以上 397,000円未満 64,000	0	63,000	0	
第8	397,000円以上 83,200	0	81,900	0	

**備 考**

1 この表の第3階層から第8階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号のとおり、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除の規定は適用しません。

2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日(3月31日現在)において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中にかぎり3歳未満児とみなします。また3歳以上児についても同様とします。

3 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯が市区町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯(児童の属する世帯が第5項に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という)を除く)の徴収金の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める徴収金の額の半額とし、3人目以降は無料とします。ただし、最年長の特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合、2人目以降は無料とする。

4 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄に掲げる額をその児童の徴収金の額とする。

区分	第1欄	第2欄
A	ア 上記4に掲げる施設を利用している小学校就学前子ども(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち年長のもの1人とする)	徴収金額表に定める額
B	イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前子ども(該当する児童が児童が2人以上の場合は、そのうち年長のもの1人とする)	0円
C	ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前子ども	0円

5 小学校就学前児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市区町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯が次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金の額とする。ただし、当該世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合にあっては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は無料とする。

① 「ひとり親世帯等」

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯

② 「在宅障害児(者)のいる世帯」

次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	徴収金額(月額:円)	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合
第3階層	7,200	7,200
第4階層1	7,200	7,200
第4階層2のうち(市区町村民税所得割課税額が77,100円以下)	7,200	7,200

6 この表及び「斑鳩町保育所保育料徴収金額表」の「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の「1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る)」の区分により保育の必要量の認定を受けた者とし、「保育短時間」とは同条同項の「1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る)」の区分により保育の必要量の認定を受けた者とする。